令和５年度

兵庫県鳥獣保護区等
位　置　図

違反や事故のない安全狩猟を目指そう

兵庫県

05環P3―012B1

狩猟の注意事項

1．狩猟期間は11月15日から翌年２月15日まで。
ただし、ニホンジカ及びイノシシは翌年３月15日まで。（別表1のとおり）

令和5年度のツキノワグマの狩猟については、令和5年11月15日から令和5年12月14日の期間に限り、兵庫県本州部のうち円山川・市川の西側地域において銃猟での狩猟禁止の解除を行います。詳細については別途県ホームページにてお知らせします。

2．日の出前、日の入り後の銃猟はしないこと。

参考として神戸地区の日の出・日の入りを記していますが、
銃猟の際は、新聞等で時刻を確認してください。

年月日＼時刻	日　の　出	日　の　入　り
令和５年　１１月１５日	６時３２分	１６時５５分
〃　１１月２５日	６時４２分	１６時５０分
〃　１２月　１日	６時４７分	１６時４９分
〃　１２月１０日	６時５５分	１６時４９分
〃　１２月２０日	７時　１分	１６時５２分
令和６年　１月　１日	７時　６分	１６時５９分
〃　１月１０日	７時　７分	１７時　６分
〃　１月２０日	７時　５分	１７時１６分
〃　２月　１日	６時５８分	１７時２８分
〃　２月１０日	６時５１分	１７時３７分
〃　２月１５日	６時４６分	１７時４２分
〃　２月２８日	６時３１分	１７時５３分
〃　３月１５日	６時１０分	１８時　７分

3．狩猟者登録証は猟期が終わってから30日以内に必ず返納してください。

4．（　　）の場所は「**オリエンテーリング**」や「**里山林整備事業**」などで人の入り込みがある区域です。狩猟については十分注意してください。

5．網猟免許及びわな猟免許に係る登録を受けた人は、わな、網の１個又は１張りごとに１字の大きさが縦横１センチメートル以上の文字で住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の**標識**をつけてください。

6．ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法が可能な区域があります。
（別表２のとおり）

7．シカ等の頭数管理を行うために、狩猟者からの捕獲報告を狩猟者登録証による報告のほか**「出猟カレンダー十生息動向調査」等による調査も実施します**ので、ご協力をお願いします。

違 反 防 止 の た め に !!

1．鳥獣保護区、自然公園特別保護地区、休猟区、公道、公園、社寺境内及び墓地などでは、鳥獣の捕獲が禁止されています。

2．特定猟具使用禁止区域（銃器）や住居が集合している地域、広場や駅など多数の人が集まる場所は銃猟が禁止されています。

3．指定猟法禁止区域においては、鉛製散弾の使用が禁止されています。

4．銃猟の禁止時間は日の入り後から日の出前までです。日の出・日の入りの時刻を必ず新聞等で確認してください。

5．弾丸の達する恐れのある人・飼養動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに向かって銃猟することは禁止されています。

6．垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。

7．次にあげる捕獲方法は禁止されています。

●危険防止の目的

(1) 爆発物、劇薬、毒薬、据銃（すえじゅう）、落とし穴、その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな（例：吊り上げ式くくりわな等）の使用。

●狩猟鳥獣保護の目的

(2) ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲する方法を除く）。

(3) 口径の長さが10番又はこれより大口径の銃器を使用する方法。

(4) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は５ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法。

(5) 構造の一部として３発以上の実包を装てんすることのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法。

(6) 装薬銃であるライフル銃（ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限ります。）を使用する方法。

(7) 空気散弾銃を使用する方法。

(8) わなによりツキノワグマ、ヒグマ及び狩猟鳥類を捕獲する方法。

※ツキノワグマが出没する地域では、錯誤捕獲を招くことが無いよう、わなの形状や設置方法等にご注意ください。

(9) かすみ網、おし、とらばさみ、つりばり、とりもち、矢又はキジ笛などを使用する方法。

(10) 輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわなを使用する方法。また、イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合にあっては、これらに加えて、よりもどしが装着されていないくくりわな、ワイヤの直径が４ミリメートル未満であるくくりわなを使用する方法。（ただし、洲本市、南あわじ市、淡路市、姫路市家島町については、ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用することができます。）

(11) ヤマドリ及びキジを捕獲するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法。

(12) 同時に31以上のわなを使用する方法。

(13) 犬に咬（か）みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬（か）みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法。

●標識の添付

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
第62条第３項に規定する標識を付けない網又はわなを使用する方法。

8．狩猟者の皆さんは、**狩猟者記章を胸部又は帽子につけ、狩猟者登録証の携帯及び提示が義務づけられています**ので、警察官、土地の所有者、鳥獣保護管理員、県の職員などから請求があったときは、狩猟者登録証を提示してください。

9．**狩猟の期間が満了した日から30日以内に狩猟者登録証の裏面の報告事項を記載の上、交付を受けた行政庁に返納してください。提出がないときは狩猟免許の停止処分や30万円以下の罰金に処せられることがあります。**

10．捕獲した鳥獣は、持ち帰るか、又は、埋設するなど適切に処理してください。

別表１

ニホンジカ及びイノシシに限り狩猟できる期間を下記のとおり延長しています。

（兵庫県下全域）

ニホンジカ及びイノシシに限り、兵庫県の全ての市町で、狩猟できる期間終期を２月15日から**３月15日まで延長しています。**

別表２

ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止の解除について

下記市町にてニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止を解除しています。

【対象市町】
洲本市、南あわじ市、淡路市、姫路市家島町

鳥獣保護区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第２８条第１項の規定に基づいて、一定の区域を２０年以内の期間（通常は１０年）を定めて指定するものです。

1．指定の目的

野生鳥獣の保護・繁殖を図ることを目的としていますが、具体的な目的別に保護区を分類すると、次のようになります。

① 森林鳥獣生息地・・・・生物多様性の確保を図るため
② 大規模鳥獣生息地・・・多様な鳥獣相を保護するため（10,000ha以上の区域）
③ 集団渡来地・・・・・・集団で渡来する鳥類を保護するため
④ 集団繁殖地・・・・・・集団で繁殖する鳥獣を保護するため
⑤ 希少鳥獣生息地・・・・レッドリストに挙げられる鳥獣を保護するため
⑥ 生息地回廊・・・・・・生息地が分断された鳥獣の移動経路を確保するため
⑦ 身近な鳥獣生息地・・・環境教育の場としての利用を図るため

2．区域内での制限

① 区域内での鳥獣の捕獲ができません。
② 県知事が区域内の立木竹に巣箱、給水、給餌施設等を設けることを土地所有者は拒否できません。

特別保護地区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第２９条第１項の規定に基づいて、鳥獣保護区の区域内において、ある特定の区域を指定するものです。

1．指定の目的

鳥獣保護区の区域の中でも一定の環境を保持することにより、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域を特別保護地区に指定することとしています。

2．許可を要する行為等

特別保護地区内で次に掲げる行為をしようとする場合は、県知事の許可を受けなければならないこととなっています（管轄する農林〈水産〉振興事務所で許可）。

① 水面の埋め立て又は干拓（1haをこえる場合）
② 立木竹の伐採（ただし、単木択伐、20％以下の間伐、除伐、下刈を除く）
③ 工作物の設置（ただし、住宅、及びその付属物、並びに知事の指定する軽微なものを除く）

ただし、県知事が定める軽微な事項（平成11年兵庫県告示第445号）は除きます。

休猟区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第３４条第１項の規定に基づいて、３年以内の期間（通常は３年）を定めて指定するものです。

1．指定の目的

一定の地域において、減少した狩猟鳥獣の回復、増加を図ることを目的に指定します（狩猟の永続性を求めるため）。

2．区域内での制限

区域内での鳥獣の捕獲ができません。

特定猟具使用禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第３５条の規定に基づいて、一定の区域を２０年以内の期間（通常は１０年）を定めて指定するものです。

1．指定の目的

市街、その他人家が密集している場所など、「銃器」または「銃器・くくりわな」による狩猟が危険と思われる地域において指定します。

2．区域内での制限

狩猟期間中は「銃器」または「銃器・くくりわな」による捕獲が禁止されます。
（禁止されていない法定猟具による捕獲はできます）

指定猟法禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第１５条第１項の規定に基づいて、指定猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものです。指定期間は、限定しないことを原則とします。

1．指定の目的

鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる猟法を定め、その指定猟法による鳥獣の捕獲を禁止する区域を指定することにより、狩猟鳥獣のみならず非狩猟鳥獣をも含めた保護を図ります。

2．区域内での制限

指定猟法による鳥獣の捕獲が禁止されます。指定猟法として、水辺域の鉛製散弾の使用を禁止しています。

鳥獣行政を取り扱っている機関

事務所名	管轄区域	住所	電話番号
神戸農林振興事務所 森林課	神戸市	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5	078-742-8317
阪神農林振興事務所 里山・森林課	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	〒669-1531 三田市天神1-10-14	079-562-1392
加古川農林水産振興事務所 森林課	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9347
加東農林振興事務所 森林課	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9424
姫路農林水産振興事務所 森林課	姫路市、福崎町、市川町、神河町	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-9289
光都農林振興事務所 森林第１課	相生市、赤穂市、佐用町、たつの市、宍粟市、上郡町、太子町	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2197
豊岡農林水産振興事務所 森林課	豊岡市、香美町、新温泉町	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3699
朝来農林振興事務所 森林第２課	養父市、朝来市	〒669-5241 朝来市和田山町東谷213-96	079-672-6882
丹波農林振興事務所 森林課	丹波篠山市、丹波市	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3618
洲本農林水産振興事務所 森林課	洲本市、南あわじ市、淡路市	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2103
自然・鳥獣共生課 鳥獣保護管理班		〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 （内線 3353）

国有林からのお願い

兵庫森林管理署は、兵庫県内の国有林及び官行造林約３万１千 ha を管理経営しており、年間を通じていろいろな現場で伐採、造林事業や治山、林道工事等の各種事業を行っています。

つきましては、猟銃等による人身事故防止のため、次の点についてご協力をお願いします。

1．国有林野、官行造林地（以下、「国有林等」という。）の所在地は、表面位置図（凡例参照）のとおりです。また、下欄に掲げるメッシュ番号に該当しています。
狩猟予定区域が国有林等に該当するかどうか確認してください。

2．国有林等に猟銃等による狩猟で入林される場合は、「入林届」が必要となります。
入林される方は、原則として３業務日前までには、郵送・ＦＡＸ・メールのいずれかにより兵庫森林管理署へ提出してください。
詳しくは「注意事項」やＨＰの情報コーナーに掲載しております。

兵庫森林管理署情報コーナー
〈http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/hyogo/information.html〉

入林届提出先及び問い合わせ先

問い合わせ先：総務グループ管理担当（ＴＥＬ：050-3160-6170（代））
入林届提出先
（郵　送）：〒671-2573　兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1
（ＦＡＸ）：0790-62-4790
（メール）：kc_hyogo@maff.go.jp

兵庫県内に所在する国有林野等のメッシュ番号一覧表

012　013　014　015　016　017　020　021　023　024　031
032　033　037　038　039　041　043　044　048　049　052
055　059　060　061　062　063　070　072　073　074　075
077　078　079　080　081　083　084　085　086　088　089
090　091　092　093　095　096　097　100　101　102　103
104　107　108　109　113　114　115　116　117　118　119
120　125　129　130　131　132　133　134　135　136　138
147　148　149　150　152　153　166　167　168　169　170
172　173　176　177　178　179　185　187　189　192　195
196　197　198　202　204　205　212　213　214　215　219
220　221　222　223　229　230　231　232　233　241　242
243　244　245　249　250　251　261　262　263　264　265
266　267　269　270　271　275　279　282　283　284　285
286　287　288　289　290　295　301　304　306　308　313
314　320　325　326　329　330　339　340　342　343　369
389　390　394　395　396　400の各一部

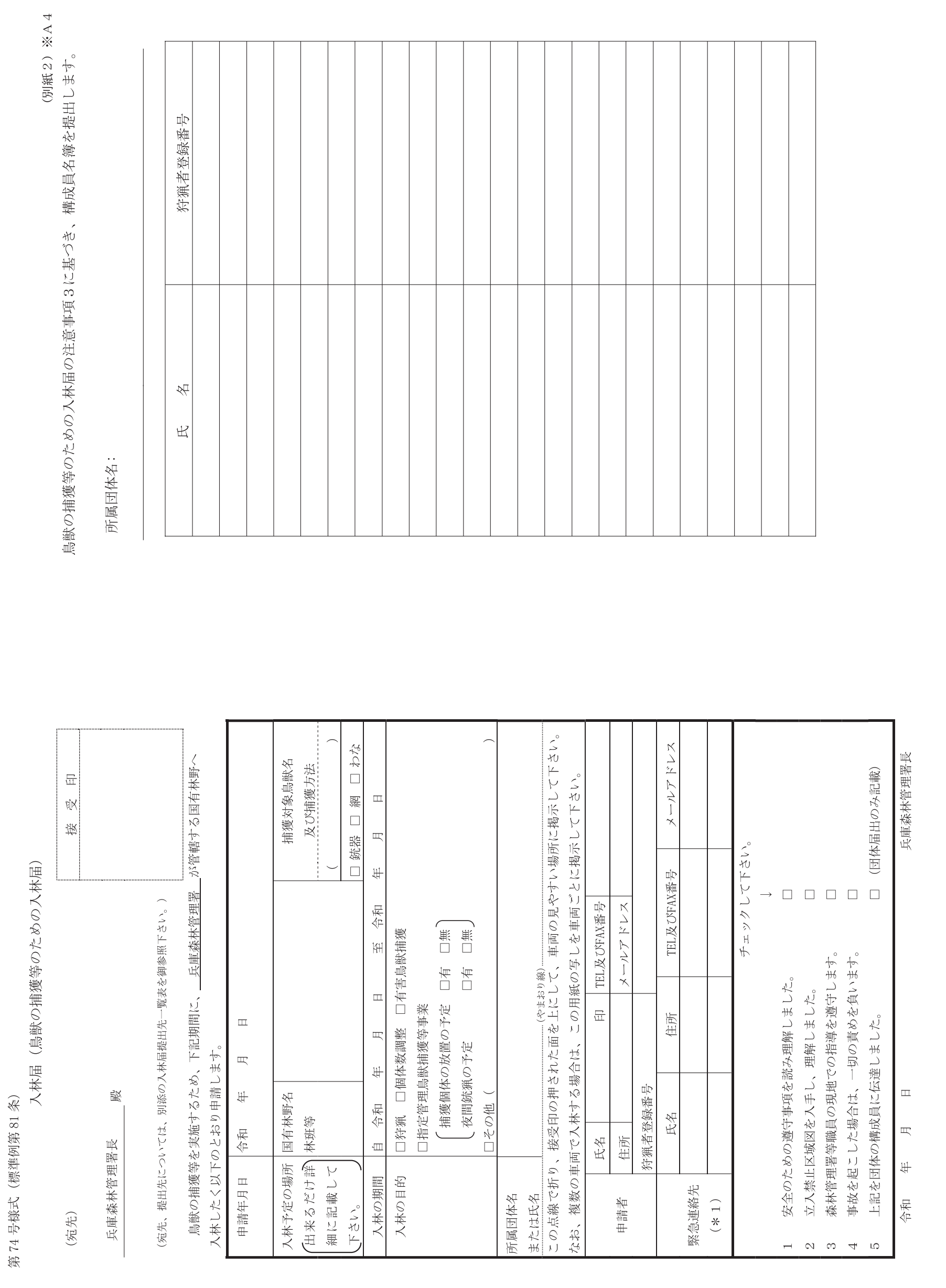

注意事項

1　鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。

2　安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局及び森林管理署等のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理書等の管轄区域のみとなりますので御注意ください。
近畿中国森林管理局 URL http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/
立入禁止区域図は、年度始め（４月頃）及び猟期前（１０月頃）に更新します。
また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認下さい。

3　団体で届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。
また、別紙２の構成員名簿を提出して下さい。

4　実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに入林日と場所を、管轄する岡山森林管理署等に電話、ＦＡＸ、電子メールのいずれかの方法によりご連絡下さい。

5　入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。

6　銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙２の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出して下さい。なお、入林届を提出する際に府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出して下さい。

以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、10業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。(*2)

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。

＊１　団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員２名を記載して下さい。
＊２　例えば「10業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
—	⑩	⑨	⑧	⑦		⑤	④	③	②	①	入林予定日

→ 提出期限 ↑

（別紙１）

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

記

1　立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「○km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。

2　銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。

3　他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。

4　一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。

5　林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防に御協力下さい。

6　入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。
なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、○○森林管理（事務所）署では責任を負いませんので十分御留意願います。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

兵庫森林管理署長

事 故 等 防 止 の た め に !!

1．使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
2．使用する銃と獲物とに適合する実包や弾丸を選定すること。
3．他人の銃を使用しないこと。
4．酒気を帯びて銃を手にしないこと。
5．装てんしていない時でも、銃口を人畜、建物、車、船など危険の生じる恐れのある方向に向けないこと。
6．発射の必要性の起こる直前までは実包をこめないこと。
7．銃に安全装置をかけたといっても安心しないこと。
8．水平撃ちは絶対しないこと。
9．銃による事故が発生しています。銃猟にあたっては、必ず矢先の安全確認をしてください。また、住居が集合している地域（発射地点の周囲半径200メートル以内）、人、建物、自動車など弾丸が到達するおそれのある方向への銃猟も禁止されています。（法第38条）。
10．発射の必要がなくなれば残弾を抜き取ること。
11．発射する時など必要のある場合以外、みだりに引きがねに手を触れないこと。
12．危険な銃の扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
13．たき火やたばこの吸い殻で山火事を起こさないよう注意すること。
14．林業等作業者に対する誤射等の事故防止のため、国有林野等において狩猟を行う場合は、兵庫森林管理署に入林届の提出が必要です。
（詳しくは**「国有林からのお願い」**を参照してください。）
15．狩猟の際には、オレンジ色等よく目立つ帽子とベストを着用すること。迷彩服等周りと区別しにくい服装は厳禁。
16．猟犬による事故が発生しています。猟犬を放す際は、①安全確保できる人員の配置、②獲物を嗅ぎつけてから放すこと、③噛みつき癖のある猟犬は使用しないことを徹底してください。
17．全ての飼い犬は【犬の登録】と【毎年の狂犬病ワクチン接種】が狂犬病予防法により義務づけられています。（照会先）市役所または町役場
18．わな猟も含め、地域住民や入山者等へは充分配慮を行ってください。
19．もし事故が起こった場合は、直ちに①警察、②市町・県農林（水産）振興事務所に連絡してください。

◉ 兵庫県で狩猟できる鳥獣の種類及び期間

種　類	期　間
○鳥類（26種） カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）※、キジ（亜種のコウライキジを含む）※、コジュケイ、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス	11月15日から 翌年 2月15日まで **ただし、ニホンジカ及びイノシシに限り翌年3月15日まで**
○獣類（18種） タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	**令和5年度のツキノワグマの狩猟については、別途ホームページにてお知らせします。**

※メスキジ及びメスヤマドリについては令和4年9月15日から令和9年9月14日まで捕獲が禁止されています。

お　知　ら　せ

次の２点についてご協力ください。
1）**令和6年1月7日から21日までの間は**「カモ類センサスの日」として全国一斉にガンカモ調査が実施されますので、**カモの狩猟は行わないでください。**
2）生息数の少ない**ヨシガモ・ハシビロガモ**については**当面、捕獲を自粛してください。**

◉ 狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日当たりの捕獲数の上限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して５羽 （網を使用する場合にあっては、法第11条第２項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）
エゾライチョウ	２羽
ヤマドリ及びキジ（亜種のコウライキジを含む）	合計して２羽
コジュケイ	５羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して５羽
キジバト	１０羽
狩猟鳥獣の種類	**その他の制限**
ツキノワグマ	**令和５年度のツキノワグマの狩猟については、別途ホームページにてお知らせします。**

◉ 令和4年9月15日から令和9年9月14日までは全国一円においてメスキジ、メスヤマドリの捕獲が禁止されています。

◉ 弾丸の最大到達距離など

弾丸の種類	JISの呼び名(mm)	通称	最大有効射程（m）	最大到達距離（m）
散弾（鉛製）	――	スラッグ（12番）	100	700
	8.6	ＯＯＢ	50	515
	4.5	ＢＢ	50	340
	4.0	1号	50	315
	3.75	2号	50	300
	3.5	3号	50	290
	3.25	4号	50	275
	3.0	5号	45	265
	2.75	6号	45	250
	2.5	7号	40	240
	2.41	7.5号	40	235
	2.25	8号	40	225
	2.0	9号	40	210
	1.75	10号	40	195
ライフル弾	30カービン（ホーワ300）		100	2,200
	一般の30口径級ライフル		300	3,200～4,000
空気銃弾	4.5mm～5.5mm		30	310